

子どもの医療費助成制度が変わります

基山町では、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成しています。

令和4年4月診療分から、医療費の自己負担額が無料になりますので、新しい受給者証をお送りします。

助成の内容は、次のとおりです。

対象	入院・通院・調剤薬局
町内に住所を有する 0歳～18歳 ※18歳に達した以後、最初の3月31日まで	○県内 病院・薬局窓口でのお支払いはありません。 ○県外 医療機関でお支払い後、助成申請をしてください。一部負担金を全額振込みます。 <u>※就学前のみ、聖マリア病院、久留米大学病院、福岡市立こども病院・感染症センター、九州大学病院、佐世保市立総合病院、佐世保共済病院では窓口でのお支払いはありません。</u>

○助成の対象となるのは、**保険診療**の医療費です。

○助成申請は診療月の翌月から**1年以内**に行ってください。

(例：令和4年4月診療分→令和4年5月1日から令和5年4月30日までに申請)

○子どもの医療費受給資格証は、住所変更等時および期間終了後、こども課にお返しください。

※申請をされる際には、領収証(原本)、印鑑、お子さまの保険証をお持ちください。

☆学校・保育所および幼稚園等でケガをした場合

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、まずは学校等へ連絡し、給付対象となるかご確認ください。(重複して助成を受けることはできません。)

☆医療費が高額になる場合

入院など医療費が高額になる場合、加入している健康保険組合等へ事前に「**限度額申請**」をしていただくか、退院後に「**高額療養費申請**」を行ってください。

※1 「子どもの医療費受給資格証」を利用された場合は、医療費は基山町が支払うため、後日、高額療養費の請求手続きの委任を頂きます。

※2 すでに保護者へ「高額療養費」等が支給されている場合は、基山町へ返還して頂きます。

※3 同じ世帯で21,000円以上のものを合算して限度額を超えたときも上記申請が必要となります。

☆以下の資格証をお持ちの方

○重度心身障害者医療費受給資格証・ひとり親家庭等医療費受給資格証

…子どもの医療費助成受給資格証を使用して県内の医療機関を受診される場合は、現物給付を優先していただけます。なお、県外の病院を受診された際は各担当課で償還払いの申請をお願いいたします。



♪詳しい制度、申請方法については・・・

〒841-0204

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

基山町役場 こども課 こども家庭係

0942-92-7968 (直通)